

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止についての取り扱いについて
(令和4年4月から)

「新型コロナウイルス感染症」は学校保健安全法第19条の規定により、出校停止となります。感染拡大を防ぐため、発熱等のかぜ症状(※1)が見られる場合は、自宅待機となります。

【出席停止の基準】

- 1 本人の感染が判明した場合… 医師、保健所などが登校を許可するまで。
- 2 本人が濃厚接触者と認定された場合… 症状が出なければ、保健所に指示された期間。
- 3 本人・同居家族がPCR検査を受けた場合… 結果が判明するまで。
- 4 本人に、発熱等、かぜ症状がある場合… 症状がなくなるまで。
- 5 本人が海外から帰国した場合… 帰国の日の翌日から起算して1週間。
- 6 本人に基礎疾患があり、重症化するリスクがある場合… 主治医や学校医との相談の上、登校の判断をする。
- 7 同居家族が発熱等、かぜ症状がある場合… 症状がなくなるまで。または医師の判断による。(同居家族の発熱などが、明らかに基礎疾患等に起因する場合は自宅待機は必要ありません)
- 8 本人が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受けた場合… ワクチン接種当日。
- 9 本人にワクチン接種に起因する副反応(発熱など)が見られた場合… 症状がなくなるまで。

※1 「発熱等のかぜ症状」について

- ①「発熱」は体温37.5以上、もしくは平熱より1度以上高い場合を指すものとします。
- ②「かぜ症状」として「咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛、強いだるさ(倦怠感)、嗅覚味覚異常」などが挙げられますが、以下の場合を除くものとします。

- ・花粉やハウスダストなどアレルギーによる咳、鼻汁
- ・片頭痛による頭痛
- ・疲労からくるだるさ
- ・その他、かぜ症状とは認められない症状

また、生徒本人が医療機関にかかることについて、現在広まっている「オミクロン株」に関して、その感染力の高さから、発熱等かぜ症状が見られた1日目から医療機関にかかっていることを強くお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

【申請方法】

BLENDにて保護者の方が申請してください。

保護者用BLEND「各種申請」から該当するものを選択し、入力をお願いします。

申請の受理をもって「欠席」から「出席停止」とします。未提出の場合は欠席扱いのままとさせていただきます。

①「新型コロナウイルス感染症に関する報告」

新型コロナウイルス感染症に関する申請は基本こちらからとなります。

②「学校感染症の診断書及び証明書」

新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症(たとえばインフルエンザや溶連菌など)の場合はこちらからとなります。

③「新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種による出席停止届」

生徒本人のワクチン接種が授業日に関わる場合、あらかじめ提出をお願いしています。

副反応に関しては、①「新型コロナウイルス感染症に関する報告」の方でお願いします。